

情報の保護及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報保護の重要性を認識し、公益財団法人東山公園協会（以下「協会」という。）の保有する情報の保護及び管理に関することを定めることにより、事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、お客様等の権利利益を保護し、もってお客様等の安心と信頼を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 協会は、協会の保有する情報を適正に保護及び管理しなければならない。

- 2 協会は、協会の保有する情報を保護及び管理するにあたっては、事業の信頼性、安定性及び継続性を保持するよう努めなければならない。
- 3 協会は、協会の保有する情報を保護及び管理するにあたっては、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、個人情報の取扱いにあたってはみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないなど適正に行わなければならない。
- 4 協会は、法令に定めがある場合又は公益上特に必要がある場合を除き、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある事項に係る個人情報は取得してはならない。
- 5 協会は、民主的で公正かつ透明性の高い事業運営の推進を図るため、協会の情報の公開に努めなければならない。

(保護管理体制)

第3条 協会の保有する情報の保護及び管理の状況を審査するため情報安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第4条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、協会の理事長（以下「理事長」という。）とし、副委員長は事務局長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、部長相当職及び課長相当職にある者をもって充てる。
- 6 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 7 事務局は、総務課に置く。
- 8 この規程に定めるもののほか、委員会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が定める。

(文書の管理)

第5条 事務局長は、協会の保有する情報のうち、職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画写真、フィルム及び電磁記録であって、職員が組織的に用いるものとして、協会が管理しているもの（以下「文書」という。）を適正に管理しなければならない。

2 前項の文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護の取扱い)

第6条 事務局長は、協会の保有する情報について、適正な保護対策を講じなければならない。

2 前項の情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の責務)

第7条 職員は、協会の保有する情報を取り扱うときには、この規程を遵守しなければならない。

2 職員は、協会の保有する情報（職務上知ることができた個人情報及び秘密に限る。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 職員は、協会の保有する情報が記録された文書その他のものを、職務遂行上必要な場合として次の各号に定める場合を除き、持ち出し又は外部へ送信等をしてはならない。

(1) 法令に特別の定めがある場合

(2) 職務が情報を外部へ持ち出すことを不可欠とするもので、事務局長の許可を包括的に受けている場合

(3) 情報の持ち出しをしないことにより職務の遂行に支障をきたすとして、事務局長の許可を得た場合

4 職員は、自ら情報活用能力の向上に努めなければならない。

(事務処理の委託に伴う措置)

第8条 事務局長は、協会からの事務の処理を受託した事業者又は協会と共同で事業を行う事業者（以下「受託事業者」という。）に事務の処理を委託するときには、協会の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 事務局長は、受託業者等に事務の処理を委託するときには、当該委託にかかる契約書（その他これに類するものを含む。）に、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 業者等又は第1項の事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が当該事務の処理に関して知り得た協会から取得した情報及び委託の趣旨に基づきお客様等から取得した情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使用してはならない旨

(2) 受託業者等が前号の規定に違反した場合における制裁に関する事項

(3) 前2号に規定するもののほか、情報の適正な保護及び管理のために必要と認める事項

(電子情報の保護対策)

第9条 事務局長は、協会の保有する電子情報の保護及び管理を適切に実施するため、次の各号に定める事項を実施する等の対策を講じなければならない。

(1) 職員の情報の保護及び管理に関し第7条に規定する責務を果たすよう、必要な指導に努める。

(2) 電子計算機、通信機器、通信回線、記録媒体等に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又は棄損を防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 情報システム等に悪影響を及ぼさないと認めた場合を除き、外部ネットワークとの接続をしない。

(自己点検)

第10条 事務局長は、組織における情報の保護及び管理の状況を点検しなければならない。

2 事務局長は、前項の点検結果により、必要な改善措置を講じなければならない。

(お客様等への情報提供)

第11条 理事長は、協会の保有する情報の保護及び管理に関する状況を、お客様等に情報提供しなければならない。

(お客様等からの苦情申出)

第12条 事務局長は、協会の保有する情報の保護及び管理の状況に関して、お客様等からの苦情又は意見があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(情報の公開)

第13条 事務局長は、情報の公開の申し出があったときは、原則として公開するものとする。

2 前項の公開の手続き及び内容について必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第14条 理事長は、職員又は職員であった者が第7条の規定に違反して正当な理由なく協会の保有する情報を漏らしたときは、法令等に基づき適正な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、財団法人東山公園協会情報公開規程を情報公開規程に改称する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。